

地下水汚染の未然防止のための船橋市保健所特定施設点検要領

1 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第14条第5項で定められている定期点検に関して、以下の通り点検要領を定め、これに則り定期点検を実施する。

2 対象施設

(1) 施設の名称

船橋市保健福祉センター 船橋市保健所 4階検査室 洗浄施設

(2) 施設の種類

有害物質使用特定施設

(3) 扱う有害物質

ア 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

イ セレン及びその化合物

ウ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

3 定期点検

(1) 点検の体制

ア 点検実施責任者：健康危機対策課検査係長

イ 点検実施者：点検実施責任者が指名する者

(2) 点検の箇所・方法・頻度及び実施時期

箇所	方法	方法の詳細	頻度	実施時期
床面及び周囲	目視	ひび割れ、被覆の損傷、その他不具合の有無の確認。	年1回	2月
施設本体	目視	ひび割れ・亀裂・損傷の確認。 有害物質を含む水の漏えいの有無の確認。	年1回	2月
接続する配管等	目視	亀裂、損傷、その他不具合の有無の確認。配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無の確認。	年1回	2月
接続する排水溝等	排水水質検査	ひび割れ、被覆の損傷、その他不具合の有無の確認。有害物質を含む水の漏えいの有無を(3)により実施。	年4回	5月・8月 11月・2月
使用の方法		作業手順や、設備の作動状況・適切な運転や有害物質が漏えいした場合の手順についての確認。	年1回	2月

(3) 排水水質検査

ア 採水場所

船橋市保健福祉センター地下 満水継手

イ 分析項目及び定量下限値

分析項目	基準値	単位
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/L
セレン及びその化合物	0.1	mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物 ※	100	mg/L

※ 算出方法は、アンモニア、アンモニウム化合物に0.4を乗じたものと、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計値

4 定期点検の記録と保存

- (1) 点検の記録は、「水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に関する点検記録表」(様式1)に記録する。また、異常等が確認された場合には、詳細および講じた措置を「有害物質使用特定施設に関する定期点検において異常等が確認された場合の記録表」(様式2)にも記録する。
- (2) 定期点検の記録及び排水水質検査結果は、3年間保存する。
- (3) 点検の記録は、船橋市健康危機対策課検査室にて保存する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。